

2007年（平成19年）1月5日

各 位

本店所在地 東京都千代田区一番町8番地
会社名 そーせいグループ株式会社
(コード番号 4565 東証マザーズ)
代表者 代表執行役社長 CEO 田村 眞 一
問い合わせ先 代表執行役副社長 前川 裕 貴
電話番号 03-5210-3290(代表)

第11回新株予約権（第三者割当て）の発行及び コミットメント条項付き第三者割当て契約に関するお知らせ

当社は、平成19年1月5日に、新株予約権の発行及びコミットメント条項付第三者割当て契約の締結に関する取締役会決議を行いましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

記

【新株予約権発行の理由】

当社は、平成17年8月の英国アラキス社（現 Sosei R&D 社）買収、主力開発品への経営資源の重点投入等を通じて、パイプライン（開発品群）の強化、並びにグローバルかつ効率的な研究開発体制構築を推進し、創薬型の国際的バイオ企業として企業価値の増大に努めて参りました。

こうした取り組みが結実し、現在当社グループのパイプラインはリスク特性の異なる有望な6品目に集約されており、また、各開発品ともに順調に開発が進展しております。

このような状況の下、企業価値の一層の増大を図る上で、開発品をより後期段階に進めることが当社の喫緊の課題であり、今般主に AD923（適応：癌性突出痛）の最終段階の開発の進捗を図る目的で資金調達を行うものであります。

AD923 は、癌患者にみられる一時的な激しい痛み（癌性突出痛）を適応とする開発品であり、フェンタニルを有効主成分とする、製剤化および投与法にユニークな工夫を加えた薬剤です。フェンタニルはすでに他社より上市されている医薬品の主成分であり、本適応においてその有効性が確立されていることから、開発リスクは新規化合物と比べて低いものと考えられます。

日欧米の癌患者のうち約60%（約230万人）に癌性突出痛は認められておりますが、既存の治療法はまだ最適とはいえ、迅速かつ簡便な投与で即効性を有する製品の開発が求められています。癌性突出痛の市場は現在15億ドルと見積もられ、更に成長する可能性があります。

今後の開発につきましては、Sosei R&D 社が平成19年度中に欧州及び米国での第Ⅲ相臨床試験を計画しております。また、第Ⅲ相臨床試験終了後は承認申請までに製造・追加試験の実施を見込んでおります。

本開発品は既に欧州及びその他の地域（北米・日本以外）ではこの領域に強いムンディファーマ社（ムンディファーマ・インターナショナル・コーポレーション）に販売権を導出済みであり、今後北米・日本でのパートナーを決定していく予定です。これらの試験を自ら推進し、最適なパートナーの選定を通じて企業価値の増大を図り、株主の皆様の付託にお応えしていきたいと考えております。

ご注意： この文書は、当社が第11回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表資料であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

当社グループは AD923 以外に 5 品目の開発品をコア・パイプラインに擁しております。このうち NVA237 及び QVA149 (適応：慢性閉塞性肺疾患) は既にノバルティス AG に導出済みで、今後の開発費用は全てノバルティスが負担する契約になっています。ノバルティスは、2 剤の許認可申請時期は平成 22 年 (2010 年) を目標としています。今回調達する資金は上述の通り主に AD923 の開発費に充当する予定ですが、グループ全体の開発品の進捗状況を踏まえて、企業価値を高める上で必要と判断される場合は、その他の主力開発品 (SOU-003 (適応：夜間頻尿)、AD 337 (適応：繊維筋痛症候群)、SOH-075 (適応：緊急避妊) 等) にも当該資金を配分する方針です。

自己資本の充実に繋がる資金調達には多様なスキームが存在しますが、本新株予約権の発行は次に示す特徴を有しており、開発の進展に伴い適時適切また機動的に資本増強を図るという当社の目的に鑑み、現時点で当社が採りうる最良の選択であると判断いたしました。

本新株予約権の発行スキームの特徴は、株価動向等を勘案して当社が本新株予約権の行使を希望しない場合には、当社の指定する期間、本新株予約権の行使を禁止することができ (以下「行使停止条項」といいます。)、他方、当社に緊急な資金需要が発生し本新株予約権の行使を希望する場合には、一定期間内に当社の指定した数の本新株予約権を行使することを強制することができる (エクイティ・コミットメントラインと呼ばれる手法です。) という点です。また、行使価額には下限を設けるなど、増資による希薄化を抑える手段を講じています。

この手法により資金需要に応じた柔軟な資金調達を実現することで、当社は、既存株主の利益を十分に配慮することができると考えております。以下に、本新株予約権の発行スキームの概要を記載いたします。

【エクイティ・コミットメントラインについて】

この手法は、あらかじめ一定数の新株予約権を割当先に付与した上で、資金需要が発生した際に、当社が、一定の条件に従って本新株予約権を行使すべき旨及び行使すべき本新株予約権の数を指定できる仕組みとなっており、割当先は、かかる指定を受けた場合、一定の条件及び制限のもとで、一定期間中に指定された数の本新株予約権を行使することをコミットします。当社は、この仕組みを活用することにより、資金需要に応じた機動的な資金調達を行うことができます。但し、当社が 1 度に指定できる本新株予約権数には一定の限度があり、複数回の指定を行う場合には 30 取引日以上の間隔を開けなければなりません。また、当社の株価が、一定の水準を下回る場合、未公表の当社インサイダー情報等がある場合、当社の財政状態又は業績に重大な悪影響をもたらす事態が発生した場合など一定の場合には当社はかかる指定を行うことはできません。なお、当社は、上記の指定を行った場合、その都度プレスリリースを行います。

また、当社は、上述した行使停止条項に基づき、その裁量により、本新株予約権の全部又は一部につき、行使することができない期間を指定 (以下「停止指定」といいます。) することができます。停止指定の期間は当社の裁量により決定することができ、また、当社は、一旦行った停止指定をいつでも取消することができます。但し、約 2 年間の行使請求期間のうち最後の 1 ヶ月間については、停止指定を行うことはできません。また、平成 19 年 1 月 23 日から平成 20 年 12 月 5 日までのいずれかの取引日における当社普通株式の終値が割当日の終値 (同日に終値

ご注意： この文書は、当社が第11回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表資料であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

がない場合には、その直前の終値)の50%に相当する金額を下回った場合、又は平成20年12月8日から同年12月15日の間のいずれかの取引日における当社普通株式の終値が本新株予約権の下限行使価額を下回った場合には、割当先は、平成20年12月16日までに当社に対して通知することにより、本新株予約権の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権の発行要項に従い、本新株予約権を取得します。

なお、開示義務はありませんが、当社は既存株主の信頼に応えるために、停止指定及びその取消に関してもその都度プレスリリースを行う予定です。

【その他の特徴について】

①本新株予約権の目的である当社普通株式数は18,000株で一定であるため、株価動向によらず、最大希薄化株式数は限定されております。

②本新株予約権には上限行使価額が設定されていないため、当社株価が大幅に上昇した場合には、それに連動して行使価額も制限無く上昇するため、当社が株価上昇のメリットを享受できる設計になっております。

③本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権に係る払込金額と同額の金銭を割当先に払い戻すことにより、当社は本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することが出来るようになっております。

④割当先は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておりません。また、割当先は、本新株予約権の権利行使を前提としたつなぎ売り等(注)以外の空売りを目的として、第三者と貸株契約を締結しません。

(注) つなぎ売り等・・・新株予約権の権利行使の結果取得することとなる株券の数量の範囲内で当該株券と同一銘柄の株券の売り付けを行うこと等

ご注意： この文書は、当社が第11回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表資料であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

そーせいグループ株式会社第 11 回新株予約権（第三者割当て） 発 行 要 項

1. 本新株予約権の名称

そーせいグループ株式会社第 11 回新株予約権（第三者割当て）（以下「本新株予約権」という。）

2. 申 込 期 間

平成 19 年 1 月 22 日

3. 割 当 日

平成 19 年 1 月 22 日

4. 払 込 期 日

平成 19 年 1 月 22 日

5. 募 集 の 方 法

第三者割当ての方法により、すべての本新株予約権をメリルリンチ日本証券株式会社に割当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 18,000 株とする（本新株予約権 1 個当りの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は 18 株とする。）。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第 11 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第 11 項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

1,000 個

8. 各本新株予約権の払込金額

金 27,342 千円（本新株予約権の目的である株式 1 株当たり 1,519 円）

ご注意： この文書は、当社が第11回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表資料であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当りの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初217,000円とする。

10. 行使価額の修正

本新株予約権の発行後、毎週月曜日（ただし、初回は平成19年1月29日とする。）（以下「修正日」という。）の前日まで（当日を含む。）の3連続取引日（ただし、終値のない日は除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。上記3連続取引日の間に第11項に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該3連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されるものとする。「下限行使価額」は当初、第3項記載の割当日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の70%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額とする。下限行使価額は、第11項の規定を準用して調整される。

本新株予約権のいずれかの行使にあたって上記修正が行われる場合には、当社は、かかる行使の際に、当該本新株予約権者に対し、修正後の行使価額を通知する。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当りの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処

ご注意： この文書は、当社が第11回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表資料であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合。

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。但し、株券の交付については第18項の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

ご注意： この文書は、当社が第11回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表資料であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、上記第(2)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。但し、この場合も、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。
- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。また、上記第(6)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ行う。
12. 本新株予約権を行使することができる期間
平成19年1月23日から平成21年1月23日までとする。
13. その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。
14. 本新株予約権の取得
- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、(i)本新株予約権証券が発行されていない場合には、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をし、(ii)本新株予約権証券が発行されている場合には、会社法第273条、第274条及び第293条の規定に従って公告及び通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり27,342円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
- (2) 当社は、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で承認決議した場合は、(i)本新株予約権証券が発行されていない場合には、

ご注意： この文書は、当社が第11回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表資料であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

会社法第 273 条の規定に従って通知をし、(ii)本新株予約権証券が発行されている場合には、会社法第 273 条、第 274 条及び第 293 条の規定に従って公告及び通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たり 27,342 円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

15. 本新株予約権の譲渡制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

16. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

17. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、所定の行使請求書に必要事項を記載してこれに記名押印したうえで、これを第 12 項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第 21 項記載の行使請求受付場所に提出するものとする。当該行使に係る本新株予約権につき本新株予約権証券が発行されている場合は、行使請求書に当該本新株予約権証券を添付しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第 22 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が第 21 項記載の行使請求受付場所に到着し、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

18. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに株券を交付する。

19. 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権者の請求あるときに限り記名式新株予約権証券を発行する。

20. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として算定した結果に、公募増資の場合の発行条件等との比較による検討結果を加味して、本新株予約権 1 個の払込金額を金 27,342 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項記載のとおりとし、行使価額は当初、平成 19 年 1 月 4 日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値とした。

21. 行使請求受付場所

そーせいグループ株式会社 本店経理部

22. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 四谷支店

ご注意： この文書は、当社が第11回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表資料であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

23. その他

- (1) 上記各項については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表執行役社長 CEO に一任する。

以 上

ご注意： この文書は、当社が第11回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表資料であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

【ご参考】

1. 調達資金の使途

(1) 調達資金の使途

新株予約権発行による手取概算額並びに新株予約権が権利行使された場合の調達資金の合計 3,918,342,000 円 (予定) については、研究開発資金に充当する予定であります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

今期の業績予想に変更ありません。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は株主の皆様への利益還元を経営の重要課題として認識しております。

医薬品の開発には多額の先行投資と、長期に亘る開発期間が必要となります。このような業界の特性を踏まえ、当社はパイプライン（開発品群）の開発を積極的に推進し、企業価値を高めることが株主の皆様の利益還元につながると思われ、配当を実施していません。

今後につきましても、当分の間はパイプラインの価値増大を目指し、医薬品の研究開発に重点を置く所存であります。なお、将来財政状況が好転した場合、その時点における経営成績及び財政状況を勘案しつつ、柔軟な利益還元策を検討していきたいと考えております。

(2) 配当決定に当たっての考え方

上記（1）の利益配分に関する基本方針に基づき配当を決定する方針です。

(3) 過去3決算期間の配当状況等

	平成 16 年 3 月期	平成 17 年 3 月期	平成 18 年 3 月期
1 株当たり当期純利益	▲22,357.44 円	▲32,136.45 円	▲50,201.43 円
1 株当たり年間配当金	0.00 円	0.00 円	0.00 円
実績配当性向	0.00%	0.00%	0.00%
株主資本当期純利益率	▲85.9%	▲33.7%	▲24.4%
株主資本配当率	0.00%	0.00%	0.00%

3. その他

(1) 潜在株式による希薄化情報等

平成 18 年 12 月 31 日現在の発行済株式総数に対して、今回のファイナンスを実施することにより増加する潜在株式数の比率は 18.1%になる見込みであります。また、過去に発行しているストックオプションを含めた潜在株式数の比率は 25.7%になる見込みであります。

(注) 潜在株式数の比率は、既に発行されている新株予約権が全て権利行使された場合に発行される株式数並びに、今回発行する第 11 回新株予約権が全て権利行使された場合に発行される株式数を平成 18 年 12 月 31 日現在の発行済株式総数で除した数値であります。

ご注意： この文書は、当社が第11回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表資料であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

(2) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

①過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスは以下のとおりです。

年月日	増資額	増資後資本金	摘要
平成15年 4月1日 ～平成16年 3月31日	803,250,000円	1,662,150,000円	第三者割当増資 803,250,000円
平成16年 4月1日 ～平成17年 3月31日	4,207,725,000円	5,869,875,000円	一般募集 (ブックビルディング方式による募集) 4,179,875,000円 新株予約権等の権利行使 27,850,000円
平成17年 4月1日 ～平成18年 3月31日	9,356,199,009円	15,226,074,009円	第三者割当増資 9,310,119,000円 新株予約権等の権利行使 46,080,009円
平成18年 4月1日 ～平成19年 1月5日	44,780,001円	15,270,854,010円	新株予約権等の権利行使 44,780,001円

②過去3決算期間および直前の株価の推移

	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3期
始 値	－円	800,000円	530,000円	355,000円
高 値	－円	900,000円	694,000円	418,000円
安 値	－円	400,000円	296,000円	140,000円
終 値	－円	555,000円	360,000円	217,000円

- (注) 1. 平成19年3月期の株価については、平成18年1月4日現在で表示しております。
 2. 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。なお、平成16年7月29日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

③過去3決算期間の株価収益率及び株主資本利益率の推移

	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期
株価収益率	－倍	▲17.3倍	▲7.2倍
株主資本利益率	▲85.9%	▲33.7%	▲24.4%

- (注) 1. 各決算期の株価収益率は、当該決算期末の株価（終値）を1株当たり当期利益で除した数値です。
 2. 各決算期の株主資本利益率は、当該決算期間の当期利益を株主資本利益（当該決算期首の資本の部の合計と当該決算期末の資本の部の合計の平均）で除した数値です。

ご注意： この文書は、当社が第11回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表資料であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

4. 本新株予約権の割当先及び割当額

割当予定先の氏名又は名称		メリルリンチ日本証券株式会社	
割当新株予約権数		1,000 個	
払込金額		27,342,000 円	
割当予定 先の内容	住所	東京都中央区日本橋一丁目4番1号日本橋一丁目ビルディング	
	代表者の氏名	小林 いずみ	
	資本の額	92,768,250,000円	
	事業の内容	総合金融業	
	大株主	メリルリンチ・インターナショナル・インコーポレーテッド	
当社との 関係	出資 関係	当社が保有している割 当予定先の株式の数	なし
		割当予定先が保有して いる当社の株式の数	なし
	取引関係等	該当事項なし	
	設備の賃貸借関係	該当事項なし	
	役員の兼務関係	該当事項なし	

(注) 割当予定先の内容及び当社との関係の欄は、平成18年12月19日現在のものです。

5. 新株予約権発行の日程

平成19年1月5日	新株予約権発行取締役会決議
平成19年1月5日	有価証券届出書提出日
平成19年1月15日	有価証券届出書効力発生予定日
平成19年1月22日	割当日
平成19年1月22日	申込期日
平成19年1月22日	払込期日
平成19年1月23日	新株予約権行使請求開始日
平成21年1月23日	新株予約権行使請求終了日

ご注意： この文書は、当社が第11回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表資料であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。